事故発生の防止のための指針

特別養護老人ホーム金澤備中
ショートステイ金澤備中
金澤備中デイサービスさつき苑
金澤備中居宅外語支援センター

1. 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

当施設では安全かつ適切な質の高い介護サービスを提供するために、介護事故の発生防止に努めると共に、必要な体制の整備を図り、利用者一人一人に着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の発生防止に取り組んでいきます。

2.介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

事故防止委員会の設置

①設置の目的

・施設内での事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対してその後の対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応が提供できるように、安全管理体制を施設全体で取り組みます。

②事故防止委員会の構成

・事務長
・介護支援専門員
・生活相談員
・看護職員
・介護職員(各ユニット)

※うち１名を「事故防止委員会委員長」、かつ、「事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者（安全対策担当者)」とする。

③事故防止委員会の開催

・3ヵ月に１回の頻度で開催し、介護事故の未然防止、再発防止策の検討を行います。また重大な事故発生の場合等必要に応じて、委員会を随時開催します。

④事故防止委員会の役割

ア)マニュアル、事故報告書等の整備

・介護事故の未然防止を図るため、定期的にマニュアルの見直しを行い、必要に応じて更新していきます。事故報告書及びヒヤリハット報告書についても定期的に見直しを行います

。

イ)事故報告及びヒヤリハット報告の分析と改善策の検討

・各ユニットから報告のあった事故報告及びヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その効果について評価します。

ウ)改善策の周知徹底

・検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

3.介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

当施設では、介護事故発生の防止に取り組むにあたって、事故防止委員会を中心としてリスクマネジメントに関する職員への研修を定期的に行います。

①研修プログラムの作成

②定期的な教育(年 2 回以上)

③新規採用職員への事故発生防止の研修

4.施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

①事故報告書

・発生した事故は、所定の「事故報告書」を作成し一元的に把握します。

・介護事故の発生の都度、事故報告書の様式に従い、事故の日時・場所・状況、事故後に取った処置、発生原因の他、検討した再発防止策を記載して、介護事故について報告します。

・事故防止委員会において、報告された事例を集計し分析します。

・報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。

②ヒヤリハット報告書

・発生した事故だけではなく、利用者の障害に至らない「ヒヤリ」とした体験や、「ハット」した体験(ヒヤリハット事例)をヒヤリハット報告として報告し、分析する事によって安全対策を検討します。

・上記内容には発生した場面等、事実確認・発生原因の特定及び分析を行うための情報を盛り込みます。

③事故要因の分析

・事故報告書やヒヤリハット報告書は、環境的要因、人的要因等から要因分析を行い、再発防止策に関する方法等を定めます。

5.介護事故発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合は、下記の通り速やかに対応する。

①当該利用者への対応

・事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先に行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。また状況により医療機関の受診が必要な場合は速やかにその対応を行います。

②事故状況の把握

・事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で速やかに報告します。報告の際には状況がわかる様に時系列に事実のみを記載する様にします。

③関係者への連絡・報告

・関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー、必要に応じて保険者等に事故の状況について報告します。

④損害賠償

・事故の状況により賠償等の必要が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

6.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

・本指針は、入所者及び家族の求めに応じて当施設内にて閲覧できる様に致します。

7.その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

・介護事故を未然に防止するために、夜間の急変対応も含め、事故発生時の迅速・的確な対応を確保するため、別に「事故防止マニュアル」を定め運用します。

附則　　本指針は令和 3 年 9 月 21 日から適用する。
本指針は令和 5 年 11 月 1 日から適用する。
本指針は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。